

新型コロナウイルス感染症の 傷病手当金の申請を受け付けます

☎ 国民健康保険については国民健康保険課
☎ 027-898-6249
後期高齢者医療については県後期高齢者医療広域連合
☎ 027-256-7115・7126
その他の公的医療保険（社会保険）加入者については
勤務先が加入している健康保険

企業などで働く人が新型コロナウイルス感染症に感染したか、発熱などの症状で感染が疑われ、仕事を休み、給与などの収入が得られなくなった場合に傷病手当金を支給。支給には一定の条件があります。制度や手続きなど、詳しくは加入している健康保険に問い合わせてください。

高齢受給者証や被保険者証 新しい証を郵送します

☎ 国民健康保険については国民健康保険課国民医療係
☎ 027-898-6249
後期高齢者医療については国民健康保険課医療給付係
☎ 027-898-6253

国民健康保険高齢受給者証と後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日(土)まで。引き続き対象となる人には、新しい証を7月中旬に郵送します。

納税通知書を郵送 国保税納付や 減免手続き忘れずに

☎ 国民健康保険課
☎ 027・898・6250

国保税納税通知書を7月中旬に郵送。国保税の課税は世帯単位で、納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していない場合、世帯主に加入者がいる場合は、世帯主宛てに納税通知書を郵送します。納付方法は納付書か口座振替で納付する普通徴収と、年金から差し引いて納付する特別徴収があります。納付書で納める人は納期限までに納付してください。口座振替は各納期限日に指定口座から引き落とします。口座振替を希望する場合は通帳と届出印を用意して金融機関で申し込んでください。特別徴収は、世帯の国保加入者全員が65歳以上74歳未満の世帯で一定の条件に該当する場合、世帯主が受給している年金から国保税が差し引かれます。特別徴収開始時には通知します。

● **国保税の軽減制度**
前年中の総所得金額の合計が一定額以下の世帯は、均等割と平等

割を軽減。被保険者でない世帯主を含め、加入者全員の所得申告がされていることが必要です。また、離職日時点で65歳未満の人が会社の倒産や解雇などにより離職し、その後雇用保険を受給する場合、申告により対象者の前年給与所得を減額して計算します。ハローワークで発行する雇用保険受給資格者証を用意してください。

● **国保税の減免制度**
次に該当し国保税の納税が困難なとき、減免される場合があります。納期限までに申請書と必要書類を提出してください。詳しくは問い合わせてください。
① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡か重篤な傷病を負った世帯
② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入か不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかで前年比30%以上の減少が見込まれる世帯（減少する所得以外の前年所得の合計額40万円以下で前年合計所得金額1,000万円以下が条件）
③ 災害や疾病など、特別の事情で所得が著しく減少する世帯。



詳しくはこちら

● 国保の高齢受給者

70歳から74歳までの国保加入者の新しい高齢受給者証を世帯主宛てに郵送します。自己負担割合は同一世帯の国保高齢受給者の所得で判定。本年度の住民税課税所得が145万円未満の場合は2割、145万円以上の場合は3割負担です。

● 後期高齢者医療の加入者

75歳以上の人が65歳から74歳までの人で一定の障害があり、後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人が対象です。新しい被保険者証は茶色で、黄緑色の封筒で郵送します。簡易書留を希望する人は7月5日(月)までに連絡を。なお、保険料の滞納状況により有効期間の短い被保険者証を交付する場合があります。自己負担割合は同一世帯の後期高齢者の所得で判定。本年度の住民税課税所得が145万円未満の場合は1割、145万円以上の場合は3割負担です。いずれの加入者も、自己負担割合が3割の人で前年の収入が次の条件に該当する人は、申請により自己負担割合を見直します。該当する可能性がある人には基準収入



額適用申請書を郵送済みです。

① 同一世帯に受給者や加入者が本人のみで、その収入額が383万円未満
② 同一世帯に受給者や加入者が本人を含めて2人以上で、その収入合計額が520万円未満
③ 同一世帯に受給者や加入者が本人のみで、その収入額が383万円以上あり、本人が高齢受給者の場合は後期高齢者医療加入者、後期高齢者の場合は70歳から74歳までの人が1人以上いる場合、その人との収入合計額が520万円未満。

後期高齢者医療保険料額 決定通知書を郵送します

☎ 国民健康保険課 ☎ 027-898-5955

後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に発送。対象は75歳以上の人と一定の障害があり認定を受けた65歳から74歳までの人です。

納付方法は年金から差し引かれる特別徴収と納

付書や口座振替などで納める普通徴収があります。納付書が同封されている場合には、納期限までに納めてください。国保税を口座振替していた人でも新たに口座振替の申し込みが必要です。また、特別徴収から口座振替へ変更する場合も手続きをしてください。

● 均等割額の軽減割合が変更

軽減割合は7.75割から7割へ見直し。本年度の保険料(均等割)から本来の軽減額となります。

● 保険料の減免

災害などの特別な事情や新型コロナウイルス感染症の影響で収入が著しく減少し保険料を納付できないときは、申請により減免を受けられる場合があります。詳しくは問い合わせてください。

